

令和7年度
工事番号 07-FI66-10

土砂災害対策道路補助工事(土砂災害対策)

特記仕様書及び
現場説明書(条件明示)

令和7年5月

仙北地域振興局建設部

特記仕様書

第1編 共通編
第1章 総則

項目(節)	条件	内 容
1 共通仕様書の適用		本工事の実施にあたっては、以下の仕様書に基づき実施しなければならない ・秋田県土木工事共通仕様書（令和6年10月以降適用）
2 余裕期間制度の適用	● ない	・余裕期間制度の適用無し
	ある 発注者指定方式	
	ある 任意着手方式	
3 技術者の専任	ない 通常の契約工事	
	ない 余裕期間設定工事	
	● ある 通常の契約工事	・現場施工着手日が次項「現場施工着手日の指定」にて指定のない場合は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合わせにおいて定める。 ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。
	ある 余裕期間設定工事	
4 現場施工着手日の指定	● ない	・現場施工着手日の指定無し
	ある	

5 電子納品 ※電子納品運用ガイドライン等の運用 (R6. 9. 13)	●		・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する
6 工事施工調整会議 (三者協議)	●	ない	・対象なし
		ある	
7 施工調査の対象工事	●	ない	・対象なし
		ある	
8 施工手段等の指定 (契約指定事項)	●	ない	・指定事項なし
		ある	
9 検査・品質管理関係			
(1) 中間検査の対象工事 ※中間検査運用基準(H21. 7)	●	ない	・中間検査なし
		ある	
(2) 段階確認 (追加がある場合)	●	ない	・追加確認なし(土木工事共通仕様書のとおり)
		ある	
(3) 重点監督対象工事	●	ない	・対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする。
		ある	

(4) 規格値 (新たに定める場合)	●	ない	・新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による）								
		ある									
(5) 施工管理 (座標値による出来形管理) 【道路・河川等】	●	ない	・座標による管理は任意とする。または、設計上の座標がない。								
		ある									
			<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>								
(6) 施工管理 (座標値による出来形管理) 【橋梁等】	●	ない	・対象なし								
		ある									
			<table border="1"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>								
(7) 品質証明（社内検査） 制度対象工事 ※予定価格2億円以上	●	ない	・対象なし								
		ある									
(8) 非破壊試験等による コンクリートの品質管理	●	ない	・対象なし								
		ある (強度)									
		ある (配筋・ かぶり)									
10 ICT活用モデル工事の対象		発注者 指定型									
	●	受注者 希望型	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、本工事においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、本工事をICT活用モデル工事として扱うものとする。 ・モデル工事の実施については、「秋田県ICT活用モデル工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用モデル工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。 								
		対象外									

11 簡易型ICT活用モデル工事の対象		発注者指定型	
	●	受注者希望型	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、本工事においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、本工事を簡易型ICT活用モデル工事として扱うものとする。 モデル工事の実施については、「秋田県簡易型ICT活用モデル工事試行要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用モデル工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。
		対象外	
12 週休2日制工事の対象	●	発注者指定型	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、秋田県週休2日制工事（発注者指定型）である。 実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。
		受注者希望型	
13 女性技術者活躍モデル工事の対象		発注者指定型	
	●	受注者希望型	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。 モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。
14 遠隔臨場の実施	●	ない	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、遠隔臨場の適用工事ではない。ただし、受注者が遠隔臨場の適用を希望する場合は、発注者と協議の上、発注者が認めた場合に適用することができる。 遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。
		ある	
15 情報共有システム（ASP）の利用			<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、本工事において情報共有システム（ASP）を原則利用すること。ただし、現場事務所等における通信状況の関係で利用が困難な場合は、発注者と協議のうえ、発注者が認めた場合に利用しないことができる。 利用については、「秋田県土木工事共通仕様書（令和6年10月以降適用）」による。
16 地下埋設物の損傷事故防止			<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
17 架空線等上空施設の損傷事故防止			<ul style="list-style-type: none"> 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
18 その他特記事項（法定外の労災保険の付保）			<ul style="list-style-type: none"> 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 受注者は契約書第5条第2項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。
19 その他特記事項（1日未満で完了する作業の積算の適用）			<ul style="list-style-type: none"> 「1日未満積算基準」の適用については、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節58によるものとする。 1日未満で完了する作業の判定に使用する作業量は、1箇所当りの作業量とする。 本工事は全体作業量を1箇所当りの作業量とする。

<p>20 その他特記事項 (熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について)</p>	<p>・本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p>	
<p>21 その他特記事項 (労働者確保に要する間接費の設計変更適用の場合)</p>	<p>1. 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書(共通編)の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する試行工事である。 営繕費：借上費、宿泊費、労働者送迎費(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。) 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2. 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合等を通知するものとする。</p> <p>3. 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5. 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費として実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書(共通編)により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分を差し引いた費用を土木工事標準積算基準書(共通編)により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。</p> <p>6. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>7. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
<p>22 BIM/CIM適用工事の対象</p>	<p>発注者 指定型</p>	<p style="background-color: #cccccc;">(This area is shaded gray in the original document)</p>
	<p>● 受注者 希望型</p>	<p>・本工事は、BIM/CIM適用工事(受注者希望型)である。</p> <p>・受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受注者で協議し、「BIM/CIM適用工事実施要領(秋田県)」に基づいて実施する。</p>

第2章 材料

項目(節)	条件		内容																						
1 工事材料の品質証明指定	<input checked="" type="radio"/>	ない	・指定材料なし																						
	<input type="checkbox"/>	ある	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																						
<input type="checkbox"/>																									
2 再生資材の使用	<input checked="" type="radio"/>	ない	・使用なし																						
	<input type="checkbox"/>	ある	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																						
<input type="checkbox"/>																									
3 購入土の品質	<input checked="" type="radio"/>	ない	・品質指定なし（各工種の施工に適合するもの）																						
	<input type="checkbox"/>	ある																							
	<input type="checkbox"/>																								
4 建設発生土の有効利用	<input checked="" type="radio"/>	ない	・他工事から搬入なし																						
	<input type="checkbox"/>	ある	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																						
<input type="checkbox"/>																									
5 レディミキストコンクリートの使用	<input checked="" type="radio"/>	ない	・使用なし																						
	<input type="checkbox"/>	ある	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																						
<input type="checkbox"/>																									
6 重要なコンクリート構造物品質管理 ※コンクリート構造物特記仕様書 (H23.4.1)	<input checked="" type="radio"/>	ない	・該当なし																						
	<input type="checkbox"/>	ある																							
	<input type="checkbox"/>																								

7 セメントコンクリート製品の指定材料	<input checked="" type="radio"/>	ない	・指定なし																
	<input type="radio"/>	ある	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																
<input type="radio"/>																			
8 瀝青材料の使用	<input checked="" type="radio"/>	ない	・使用なし																
	<input type="radio"/>	ある	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																
<input type="radio"/>																			
9 再生アスファルト混合物の使用 (溶融スラグ入り)	<input checked="" type="radio"/>	ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)																
	<input type="radio"/>	ある	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																
<input type="radio"/>																			
10 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート 製品または、フライッシュ入りプレ キャストコンクリート製品の使用	<input checked="" type="radio"/>	ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)																
	<input type="radio"/>	ある	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																
<input type="radio"/>																			
11 県産材(間伐材)を利用した 工事名標示板	<input type="radio"/>	ない	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																
<input checked="" type="radio"/>	ある	・本工事には、県産材(間伐材等)を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に2基設置すること。																	
<input type="radio"/>																			

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第1編 共通編
第1章 総則

項 目（節）	内 容
1 積算基準	<p>(1) 参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。</p> <p>(2) 積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事標準積算基準書〔共通編〕(令和6年10月1日以降適用)秋田県建設部 ・土木工事標準積算基準書〔道路編〕(令和6年10月1日以降適用)秋田県建設部 ・土木工事標準積算基準書〔参考資料〕(令和6年10月1日以降適用)秋田県建設部 ・建設機械等損料算定表(令和6年10月1日以降適用)秋田県建設部
2 施工調査	● ない ・対象なし。 ただし、契約後に対象となった場合、受注者は調査に協力すること。
	ある

第2編 現場説明事項
第1章 条件明示

1 工程関係														
(1) 工期設定	●	ない	<p>本工事は下記のとおり工期を設定しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">不稼働日数</td> <td colspan="2">(工期145日－準備及び後片付け期間60日－その他手続き等に要する期間0日) × (13.8 / 30) = 40日</td> </tr> <tr> <td>準備期間</td> <td colspan="2">40日</td> </tr> <tr> <td>後片付け期間</td> <td colspan="2">20日</td> </tr> </table> <p>※工期には、全土曜日、日曜日及び祝日等（夏季、年末年始の休暇を含む）の休日数と降雨等による作業不能日数を合計して、不稼働日数を見込んでいます。 ※不稼働日数については、「秋田県土木共通仕様書1-1-1-29 ■不稼働日数」参照</p>			不稼働日数	(工期145日－準備及び後片付け期間60日－その他手続き等に要する期間0日) × (13.8 / 30) = 40日		準備期間	40日		後片付け期間	20日	
		不稼働日数	(工期145日－準備及び後片付け期間60日－その他手続き等に要する期間0日) × (13.8 / 30) = 40日											
準備期間	40日													
後片付け期間	20日													
ある														
(2) 関連工事による施工時期の調整	●	ない	・調整なし											
		ある												
(3) 施工時期、時間及び施工方法の制限	●	ない	・制限なし											
		ある												
(4) 関係機関、自治体等との協議	●	ない												
		ある	<p>・関係機関等との協議状況は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">関係機関</th> <th style="width: 40%;">協議内容</th> <th style="width: 35%;">協議成立見込時期(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田森林管理署</td> <td>国有林野への入林等</td> <td>R7.6月予定</td> </tr> <tr> <td>環境省(鹿角管理官事務所)</td> <td>施工承認</td> <td>R6.3月協議済み</td> </tr> </tbody> </table>			関係機関	協議内容	協議成立見込時期(予定)	秋田森林管理署	国有林野への入林等	R7.6月予定	環境省(鹿角管理官事務所)	施工承認	R6.3月協議済み
関係機関	協議内容	協議成立見込時期(予定)												
秋田森林管理署	国有林野への入林等	R7.6月予定												
環境省(鹿角管理官事務所)	施工承認	R6.3月協議済み												
(5) 関係機関、自治体等との協議結果による条件	●	ない												
		ある	<p>・関係機関等との協議結果及び条件は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">影響事項</th> <th style="width: 30%;">協議結果</th> <th style="width: 40%;">施工条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国有林野への入林等</td> <td>着手後の協議による</td> <td>協議結果による</td> </tr> <tr> <td>施工承認</td> <td>協議済み</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>			影響事項	協議結果	施工条件等	国有林野への入林等	着手後の協議による	協議結果による	施工承認	協議済み	なし
影響事項	協議結果	施工条件等												
国有林野への入林等	着手後の協議による	協議結果による												
施工承認	協議済み	なし												

2 用地関係												
(1) 工事用地等の制限	<input checked="" type="radio"/>	ない	・制限なし									
	<input type="radio"/>	ある										
(2) 官有地(民有地)の使用	<input checked="" type="radio"/>	ない	・使用なし									
	<input type="radio"/>	ある										
3 公害関係												
(1) 公害防止のための制限 (低騒音型建設機械等)	<input checked="" type="radio"/>	ない	・制限なし									
	<input type="radio"/>	ある										
(2) 事業損失防止に係る調査	<input checked="" type="radio"/>	ない	・事前・事後調査なし									
	<input type="radio"/>	ある										
(3) 第三者に及ぼした損害 【共通事項】			<p>1) 受注者は工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす損害を可能な限り防止するため、最善の努力を払い適切な処置を講じなければならない。</p> <p>2) 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた工事損害補償については、受注者が負担する。(契約事項第28条)</p> <p>3) 受注者は第三者に及ぼした損害に係る処理にあたっては、発注者と協議を行うとともに公正かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>4) 工事の施工に伴い、周辺地盤等に変状をきたす恐れがある場合は、建築基礎等の定点観測を行うものとし、その内容については発注者と協議するものとする。</p>									
4 安全対策関係												
(1) 交通安全に関する事項 【交通誘導警備員の計上】	<input type="radio"/>	ない										
	<input checked="" type="radio"/>	ある	<p>・本工事における工事期間中の交通管理として計上する交通誘導警備員は、下記によるものとします。なお、現地の状況、関係機関等との協議により変更が必要な場合は別途協議します。</p> <p>(「施工箇所が点在する工事」以外の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>計上人数</th> <th>※0は交代要員で内数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員(A)</td> <td>0</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員(B)</td> <td>88</td> <td>(0)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	計上人数	※0は交代要員で内数	交通誘導警備員(A)	0	(0)	交通誘導警備員(B)	88	(0)
	名称	計上人数	※0は交代要員で内数									
交通誘導警備員(A)	0	(0)										
交通誘導警備員(B)	88	(0)										

(2) 土砂崩落、落石等の防護に関する事項	<input checked="" type="radio"/>	ない	・対象なし				
	<input type="radio"/>	ある					
(3) 発破作業に関する事項	<input checked="" type="radio"/>	ない	・対象なし				
	<input type="radio"/>	ある					
5 工事用道路関係							
(1) 一般道路の搬入路指定及び制限	<input checked="" type="radio"/>	ない	・指定なし				
	<input type="radio"/>	ある					
(2) 仮設道路の設置	<input checked="" type="radio"/>	ない	・設置なし				
	<input type="radio"/>	ある					
6 仮設備関係							
(1) 仮設備の指定	<input checked="" type="radio"/>	ない	・指定なし（任意仮設）				
	<input type="radio"/>		<table border="1"> <tr> <td>仮設物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条件等</td> <td></td> </tr> </table>	仮設物		条件等	
	仮設物						
条件等							
<input type="radio"/>	ある						
(2) 仮設備の引渡・引継	<input checked="" type="radio"/>	ない	・引継・引渡なし				
	<input type="radio"/>	ある					

7 工事支障物件関係																																						
(1) 占用支障物件の有無	●	ない	・ 占用支障物件なし																																			
		ある	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																			
(2) 占用物件との重複施工	●	ない	・ 重複施工なし																																			
		ある	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																			
8 特定建設資材の分別解体等・再資源化等																																						
(1) 建設リサイクル法の対象工事		ない	<p>【対象工事】 次の①かつ②に該当する工事 ①特定建設資材を使用・搬出する工事 ※排出量がゼロでも使用量がある場合は対象</p> <p>※特定建設資材 ・コンクリート ・プレキャスト鉄筋コンクリート版など ・木材 ・アスファルト・コンクリート</p> <p>②請負額が500万円以上(税込み)の工事</p> <p>・ 本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。 ①分別解体等の方法 条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法 (解体工事のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法</td> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>④本体構</td> <td>本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付</td> <td>本体付属品の工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑥その他</td> <td>その他の工事 () <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 作業内容は、工事としての有無を記入する。 ※2 分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。(流木・伐採木も含む) ※3 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。</p> <p>②再資源化等をする施設の名称及び所在地 下記は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>③受入時間</p> <p>④その他 ()</p>	工程	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	②土工	土工工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	④本体構	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業	⑤本体付	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	⑥その他	その他の工事 () <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離								
	工程	工程		作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)																																	
	毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設		仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																	
②土工		土工工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																			
③基礎		基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																			
④本体構		本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																			
⑤本体付		本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																			
⑥その他		その他の工事 () <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																			
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																			
	●	ある																																				
(2) 建設副産物の排出 (特定建設資材以外又は 請負額500万円未満の工事)	●	ない	・ 現場外搬出なし																																			
		ある	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																			
9 薬液注入関係																																						
(1) 薬液注入の施工	●	ない	・ 施工なし																																			
		ある	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																			

10 その他														
(1) 工事現場発生品の処理 (工事現場再利用品)	●	ない	・発生品又は再利用品なし											
		ある												
(2) その他条件 (快適トイレ導入対象工事)		ない												
	●	ある (当初計上)	<p>・その他の条件は、次のとおりとします。</p> <p>・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。</p> <p>(1) 本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（當繕費）に下表の想定で当初数量を計上している。</p> <table border="1" data-bbox="735 488 1278 658"> <tr> <td>設置基数</td> <td>1</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>設置月数</td> <td>3</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>工事期間中の延べ設置基数</td> <td>3</td> <td>基・月</td> </tr> <tr> <td>1基の1月当たり単価</td> <td>51,000</td> <td>円/基・月</td> </tr> </table> <p>(2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節55「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限51,000円/基・月を設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基づつ2基/工事までとする。ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各1台ずつ計2台までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。</p>	設置基数	1	基	設置月数	3	月	工事期間中の延べ設置基数	3	基・月	1基の1月当たり単価	51,000
設置基数	1	基												
設置月数	3	月												
工事期間中の延べ設置基数	3	基・月												
1基の1月当たり単価	51,000	円/基・月												
(3) その他条件 (ICT活用モデル工事)	●	発注者指定型 又は 受注者希望型	(発注者指定型、受注者希望型：共通事項) ・モデル工事の積算については、「秋田県ICT活用モデル工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用モデル工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。											
		対象外												
(4) その他条件 (簡易型ICT活用モデル工事)	●	発注者指定型 又は 受注者希望型	(発注者指定型、受注者希望型：共通事項) ・ICTの活用に要する費用は、当初は計上していない。 ・モデル工事の積算については、「秋田県簡易型ICT活用モデル工事試行要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用モデル工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。											
		対象外												
(5) その他条件 (週休2日制工事)	●	発注者指定型	<p>・その他の条件は次のとおりです。</p> <p>・本工事は、週休2日を推進するため、月単位の週休2日（4週8休以上）を実施する工事であり、月単位の週休2日（4週8休以上）の現場閉所を行う前提として補正を行っています。なお、補正係数については「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」によるものとします。</p> <p>・工期内において、月単位の週休2日（4週8休以上）に満たない場合は、通期における現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直します。4週8休に満たない場合は補正は行いません。</p>											
		受注者希望型												

(6) その他条件 (女性技術者活躍モデル工事)	発注者 指定型	
	● 受注者 希望型	<ul style="list-style-type: none"> 女性技術者活躍モデル工事を実施する場合の条件は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> 快適トイレの設置に要する費用は、「快適トイレ実施要領」に基づき計上します。 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づき、設計変更の対象とします。
(7) その他条件 (現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正)		<ul style="list-style-type: none"> 現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正を行うときの条件は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> 本工事箇所については、積雪寒冷地域（4級地）とする。
(8) その他条件	● ない	・条件なし
	ある	
11 諸経費関係（積算上の条件明示）		
(1) 施工地域区分		・本工事における共通仮設費及び現場管理費の地域補正については、施工地域区分を「一般交通影響あり（2）-2」として積算しています。
12 施工方法		
(1) 一般施工 (見積もり条件)	工種	
	法面工	<ul style="list-style-type: none"> 法面工の工法は次に示す性能を満足するものとし、製品等については監督員の承諾を受けるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ①地山補強土工法（斜面崩壊対策） <ul style="list-style-type: none"> 1) 必要抑止力：13.2kN/m 2) 補強材：JIS G 3112（異形棒鋼D19×2m、配置間隔1.5m） ②落石予防工法 <ul style="list-style-type: none"> 1) 落石荷重：26.0kN 2) 主ロープ：JIS G 3525（3×7 G/O φ12）
	グラウト注入	・グラウト材については、1m3当たり普通ポルトランドセメント1.23t、混和材（シーボグリスNo.70（比重1.06））を4.31kg配合するものとして積算しています。製品については、指定するものではありません。
	材料持ち上げ	・リッチ（橋梁架設用）[単胴式]の損料は、A地区の損料を準用して積算しています。
	工期	・当施工箇所は冬季閉鎖区間内であり、降雪及び積雪状況等により工期に支障が出る場合は、工期の延期について別途協議します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 土砂部用アンカーの確認試験費については、共通仮設費率に含まれるものとしており別途計上していません。なお、試験により23.24kN/本以上の抵抗力の確認を行うものとします。 現地調査の結果、施工にあたりモルタル等の仮設工が必要となる場合は、別途協議します。 冬期間の除雪費用が必要となる場合は、別途協議します。 	